

第3章 廃棄物の現状

本章では、本県の一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量や処理状況を取りまとめるうえ分析し、今後取組むべき諸課題について整理しています。

1 廃棄物の発生量及び処理量の現状

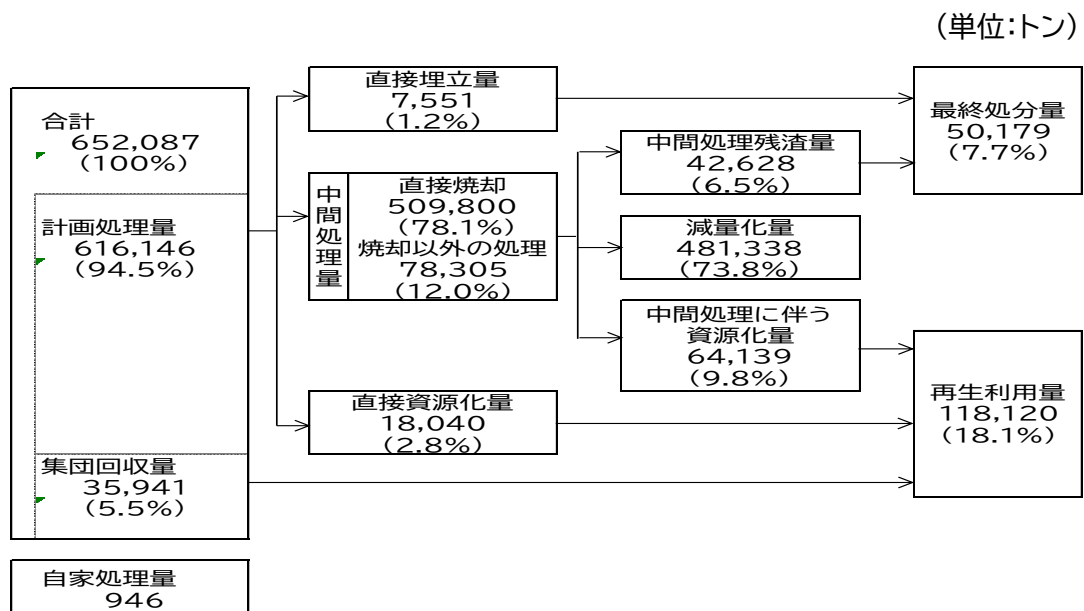
(1) 一般廃棄物(し尿を除く)

○ 現在の排出・処理状況の全体像

本県の平成30(2018)年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりです。排出量652千トンのうち、焼却等により減量化された量は481千トン(74%)、再生利用されたものは118千トン(18%)、最終処分されたものは50千トン(8%)となっています。

また、自家処理量は1千トンとなっています。

図1 一般廃棄物の全県処理フロー図(2018年度)



(出典:平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

※排出量 = 収集ごみ + 直接搬入ごみ + 集団回収量

※再生利用量 = 集団回収量 + 直接資源化量 + 中間処理に伴う資源化量

※自家処理量は、一般廃棄物のうち家庭などで自ら処理するごみの量

○ 排出量の推移

県の排出量の推移は、表3のとおりです。排出量は、平成26(2014)年度以降、減少傾向となっています。

生活系ごみの平成30(2018)年度の排出量は422千トンで、平成26(2014)年度(442千トン)に比べ4.5%減少しています。事業系ごみの平成30(2018)年度の排出量は194千トンで、平成26(2014)年度(187千トン)に比べて、3.7%増加しています。

表3 排出量の推移

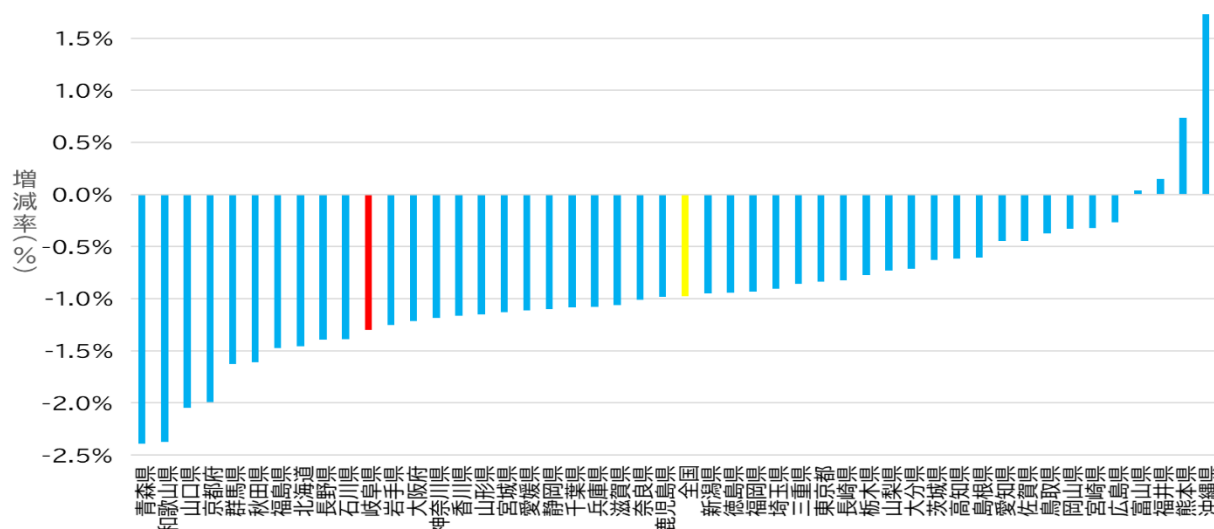
項目		年度				
		2014	2015	2016	2017	2018
ごみ 総 排 出 量	計画収集量(t)	562,649	562,233	553,578	549,552	548,995
	直接搬入量(t)	66,958	66,782	62,660	64,699	67,151
	集団回収量(t)	51,014	44,837	42,197	40,042	35,941
	ごみ総排出量(t) (A)	680,621	673,852	658,435	654,293	652,087
	生活系ごみ(t)	442,490	436,689	426,692	423,472	422,080
	事業系ごみ(t)	187,117	192,326	189,546	190,779	194,066
	集団回収量(t)	51,014	44,837	42,197	40,042	35,941
	ごみ総排出量(t) (A)	680,621	673,852	658,435	654,293	652,087
	総人口(人) (B)	2,045,952	2,031,903	2,022,785	2,010,698	2,005,181
	計画収集人口(人)	2,045,952	2,031,903	2,022,785	2,010,698	2,005,181
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日) (A)/(B)/365×1000000		911	906	892	892	891

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

○ 全国における本県の位置について

平成26(2014)年度から5年間の一般廃棄物の排出量の増減率を平均すると、本県は1.3%減であり、図2のとおり、減少率が大きい方から11番目となり、全国平均よりも減少率が大きいといえます。

図2 全国における一般廃棄物排出量の増減率(平成26～30年度の平均)



○ 生活系ごみと事業系ごみの割合について

生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。

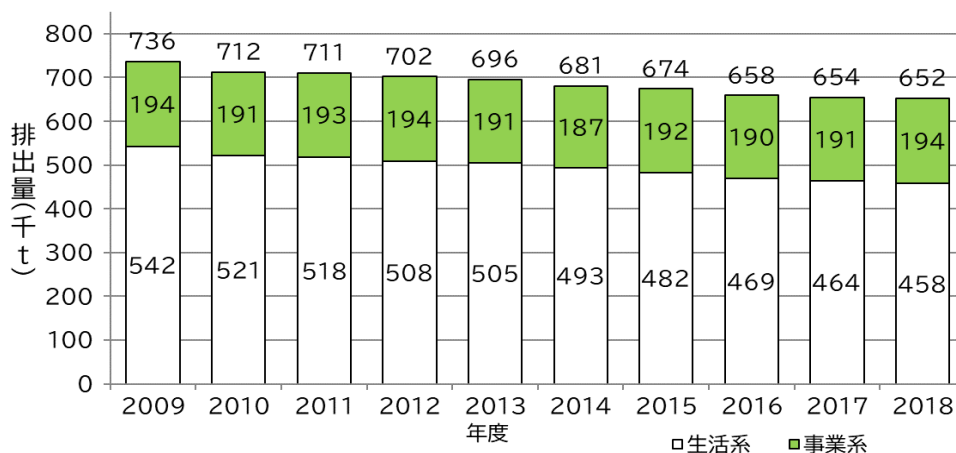
生活系ごみと事業系ごみの割合については、全国的に生活系ごみの割合が大きい傾向にあり、平成26(2014)年度から5年間の平均では、本県もおおよそ5:2の割合で生活系ごみの割合が大きくなっています。

本県の生活系ごみ排出量については、全国では少ない方から14番目であり、平成26(2014)年度から5年間の増減率の平均値は、1.5%減と減少率が高い方から11番目となっており、この間連続して減少傾向にあります。

一方、本県の事業系ごみの排出量については、全国では少ない方から17番目であり、平成26(2014)年度から5年間の増減率の平均値は0.8%増と増加率が高い方から21番目となっています。事業系ごみは、この間で増減を繰り返しており、全体としては増加傾向にあります。

以上のことから、本県の一般廃棄物の減量化を推進するにあたっては、特に事業系ごみへの取組みを強化する必要があるといえます。

図3 生活系ごみと事業系ごみの排出割合



(出典:平成21~30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

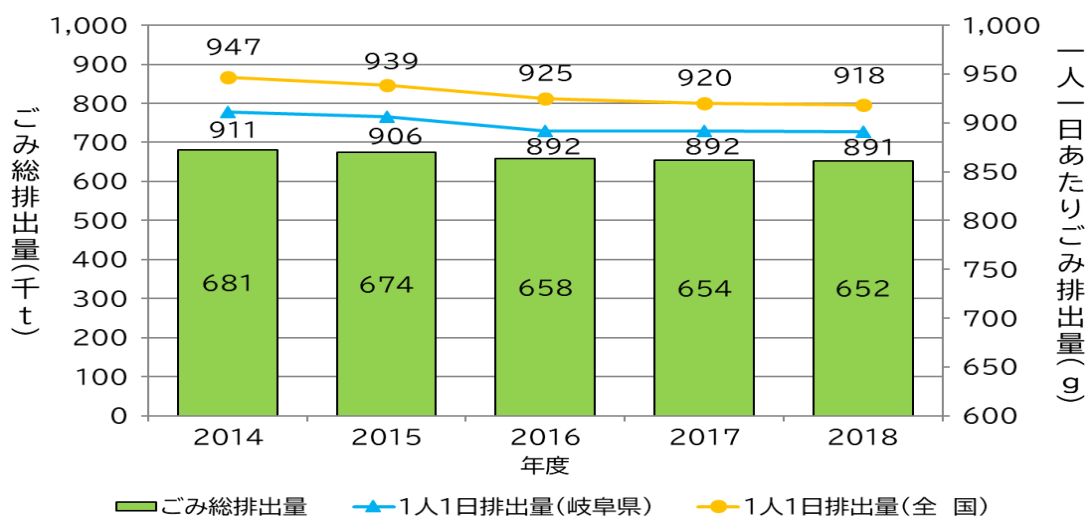
○ 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

県民1人1日当たりのごみの排出量の推移は、図4のとおりです。排出量は、全国的には減少傾向にあり、本県も同様の傾向にあります。

本県では、平成30(2018)年度は891グラムで、平成26(2014)年度(911グラム)に比べ20グラム減少(約2.2%)しており、全国平均の918グラムを下回っています。

また、平成26(2014)年度から5年間における本県の増減率の平均は0.8%減であり、減少率は全国の平均値と並び、高い方から8番目となっています。

図4 排出量及び1人1日当たり排出量の推移



(出典:平成26~30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

○ 市町村における1人1日当たり排出量と増減の状況について

県内市町村の平成30(2018)年度の1人1日当たりの排出量と平成26(2014)～30(2018)年度の5年間増減率については図5及び図6のとおりです。

図5をみると、1人1日当たり排出量が少ない自治体は550グラム台ですが、多い自治体は1,000グラムを超えています。また、図6をみると、直近5年間の増減率についても、最も減少率が大きい自治体が3.7%減、増加率が大きい自治体は3.9%増加となっており、市町村によって、1人1日当たり排出量と直近5年間の増減率にはバラつきがあります。

図5 県内市町村の1人1日当たり排出量(2018年度)

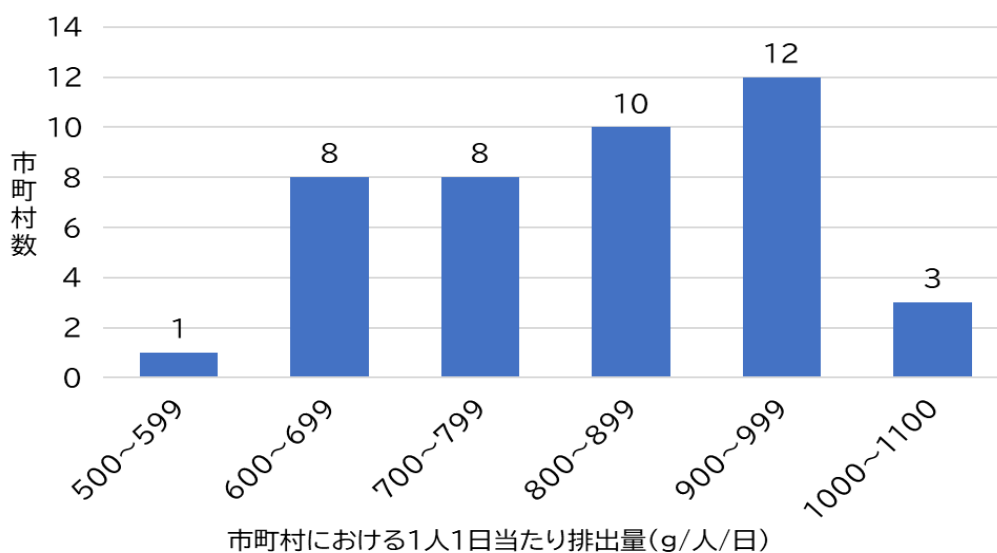
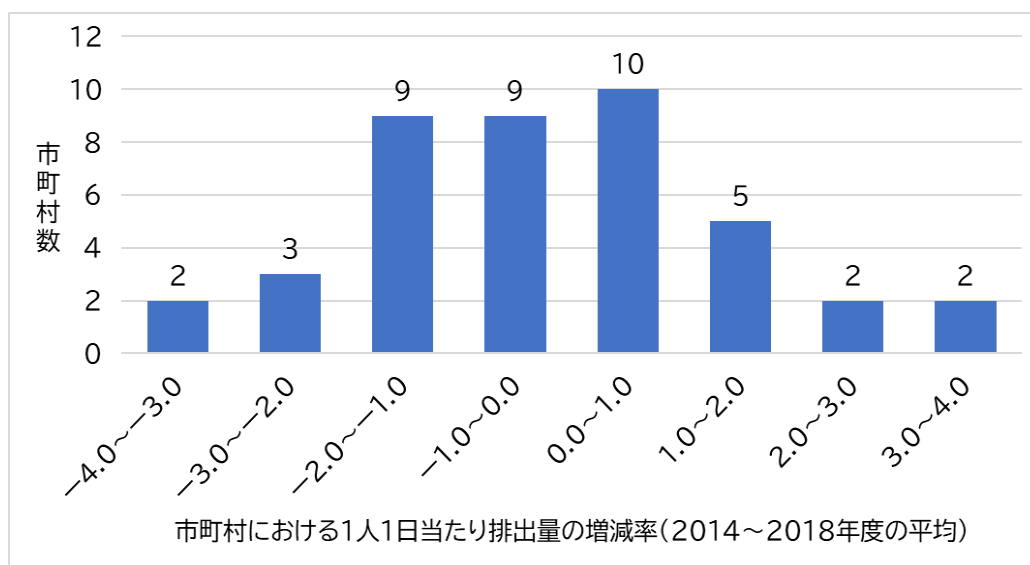


図6 県内市町村の1人1日当たり排出量の増減率(2014～2018)



○ 市町村において排出される一般廃棄物の削減と取組状況について

県内市町村で排出される一般廃棄物の種類と構成比については、図7及び図8のとおりです。プラスチック容器包装を分別していない自治体(A市)と分別している自治体(B市)のごみの組成調査結果を示します。

図7のとおり、一般廃棄物全体の構成は可燃ごみが最も多くなっており、図8のとおり、1人1日当たり排出量における可燃ごみの構成をみると、紙類と食品廃棄物を含む生ごみの割合が大きく、次いでプラスチック類となっています。

なお、プラスチック容器包装を分別している自治体は39で、分別していない自治体は3となっています。図8をみると、プラスチック容器包装を分別している自治体は、そうでない自治体と比較して、プラスチックごみの割合が小さく、分別の推進が可燃ごみの削減につながっています。また、可燃ごみ中には、布やガラスなどの資源物がかなりの割合で混在しており、一層の分別の徹底が必要となっています。

本計画策定時点で、食品廃棄物に関する市町村の取組み状況については、図9のとおり、家庭に削減の働きかけを行っている自治体は32、行っていない自治体は8です。事業者に働きかけを行っている自治体は9、行っていない自治体は31となっており、事業者への働きかけが必要です。

図7 県と県内市町村の排出量構成比

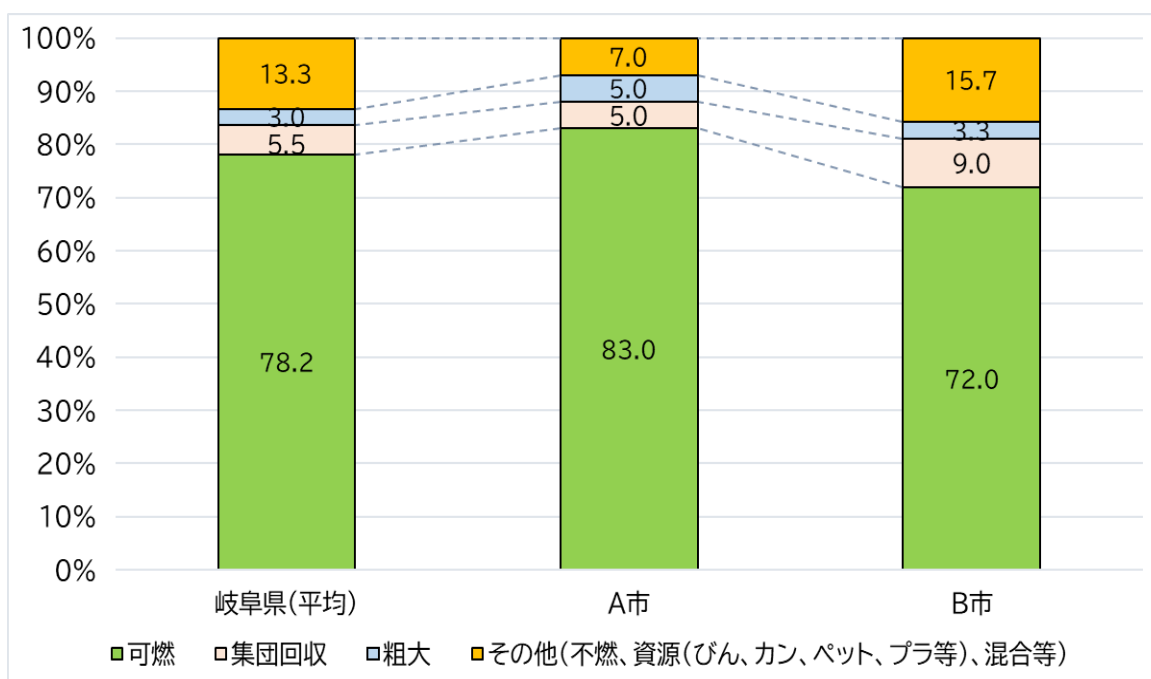


図8 可燃ごみ中・1人1日当たり排出量におけるごみの構成

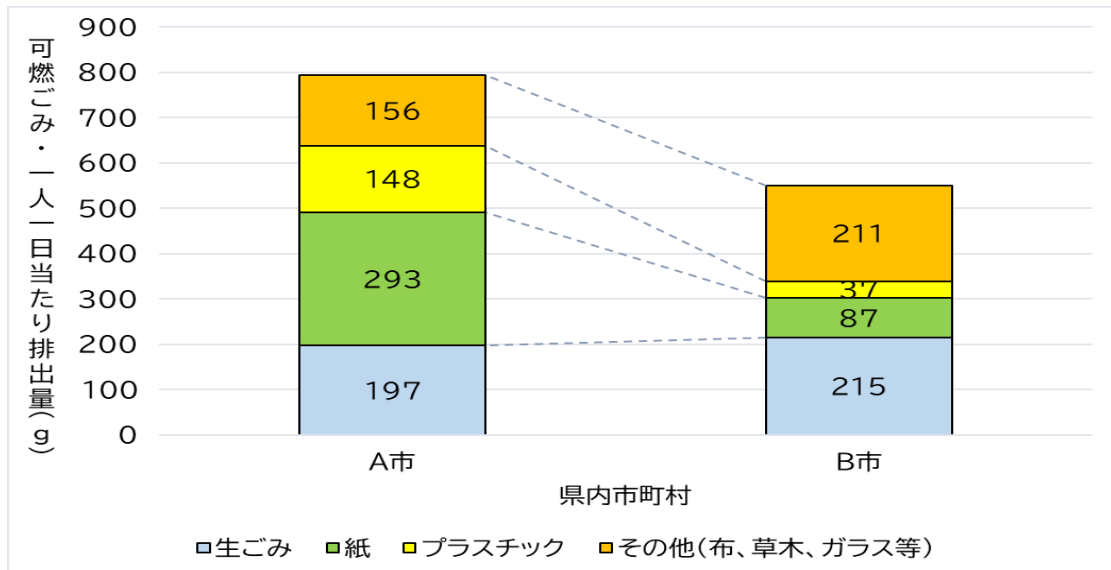
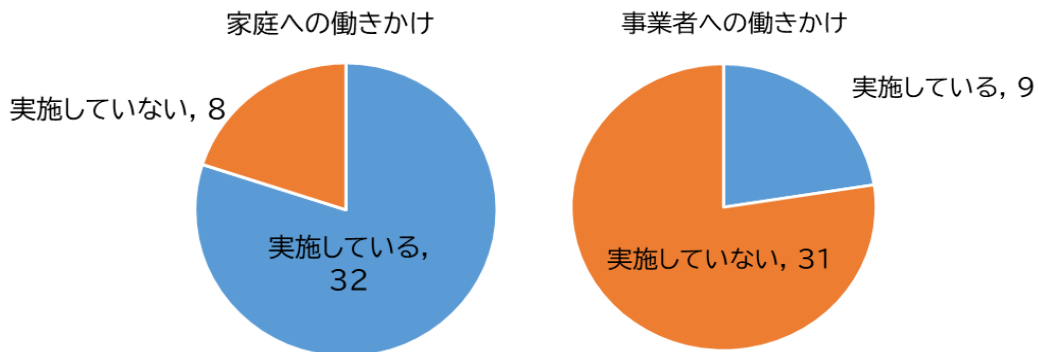


図9 市町村における食品廃棄物の削減に向けた取組状況



※回答市町村:40(全42市町村中)

(出典:県廃棄物対策課調べ)

○ 人口減少と高齢化の影響について

本県の人口減少と高齢化の推移については表4及び表5のとおりです。

本県の人口は、平成26(2014)年度以降、毎年約1万人のペースで減少しており、今後も減少傾向が続くと推計されています。また、本県の高齢化率は上昇を続けており、令和12(2030)年度までの推計では、今後も上昇が続きます。

一方で、一般廃棄物の排出量は減少しているものの近年は横ばい傾向となっています。また、1人1日当たり排出量は、平成12(2000)年度をピークに900g台へと推移しており、近年は減少傾向にあります。

これらのことから、高齢化率の上昇と一般廃棄物の排出量の関係は一概には言えない状況です。なお、現在、国において、人口減少や高齢化による廃棄物の発生量や性状への影響について調査研究が行われています。

表4 人口減少と排出量の推移

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018	2025	2030
県人口(千人)	2,043	2,032	2,023	2,012	2,000	1,892	1,802
排出量(千トン)	709	702	693	698	696	(615)	(586)

※()内は、1人1日当たり排出量(2018)に推計人口を乗じた排出量推計値

(出典:岐阜県環境生活部統計課、環境省一般廃棄物処理事業実態調査)

表5 本県の高齢化と1人1日当たり排出量の推移

項目 \ 年度	2000	2010	2015	2020	2030
65歳以上(%)	18.2	24.1	28.1	30.4	33.0
うち75歳以上(%)	7.5	11.7	13.6	15.8	20.4
1人1日当たり 排出量(g/人/日)【岐阜県】	918	960	906	—	—
1人1日当たり 排出量(g/人/日)【全国】	1,132	976	939	—	—

※岐阜県人口は平成12(2000)年度をピークに減少に転じている。

(出典:岐阜県環境生活部統計課調、一般廃棄物処理事業実態調査)

○ 再生利用率(量)の推移

全国における再生利用量については、市町村による資源化量及び集団回収量から算出していますが、県では、それに加え市町村以外の民間事業者(以下「ルート外」という。)による資源物回収量の推計も含めた量において、再生利用量の推移を把握することとします。

本県のルート外を除く種類別の再生利用量は表6、県内のルート外による資源物回収量の推計は表7のとおりです。また、全国及び本県の再生利用率(量)の推移は、図10のとおりです。

平成26(2014)年度以降、本県の再生利用量は減少傾向にあり、特に紙類が大きく減少しています。

他方で、平成26(2014)年度以降、県のルート外による資源物回収量は増加傾向にあるといえます。このルート外の資源物回収量を含めた数値でみた場合の本

県の再生利用率は、平成26(2014)年度以降、23%前後とほぼ横ばいで推移しています。

表6 種類別の再生利用量

(単位:トン)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018	増減量 (2014比)
再生利用量	135,752	130,123	124,634	121,897	118,120	▲ 17,632
紙類	66,317	59,057	54,210	51,114	46,587	▲ 19,730
金属類	12,716	12,147	12,532	12,015	13,038	322
ガラス類	13,965	13,949	13,207	12,551	12,128	▲ 1,837
ペットボトル	4,014	4,025	4,079	4,023	4,386	372
プラスチック類	3,211	3,224	3,302	3,562	3,505	294
布類	3,900	3,555	3,065	2,661	2,645	▲ 1,255
その他	31,629	34,166	34,239	35,971	35,831	4,202

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

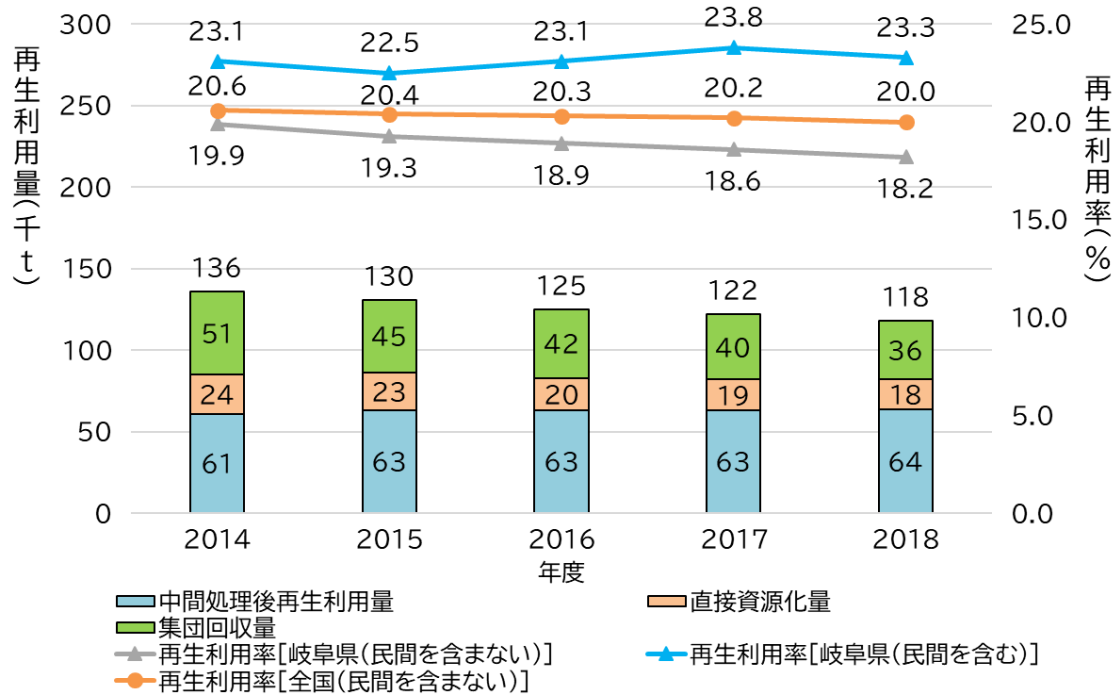
表7 県内においてルート外で回収された各資源物の量(推計)

(単位:千トン)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
古紙	25	25	31	39	39
ペットボトル	2	2	3	4	4
食品トレイ	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
牛乳等紙パック	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6
合計(少数以下繰上げ)	28	28	35	44	44

(出典:県廃棄物対策課調べ)

図10 再生利用率の推移



(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量 (+ 民間回収量)

(注)再生利用率(%) = $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量} (+ \text{民間回収量})}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} (+ \text{民間回収量})}$

○ 最終処分量及び最終処分率の推移

最終処分量及び最終処分率の推移は表8及び表9のとおりです。また、1人1日あたりの最終処分量の推移は図11のとおりです。

平成30(2018)年度 of 最終処分量は 50,179 トン、最終処分率は 7.7% であり、1人1日あたりの最終処分量(69グラム/人/日)とともに、平成28(2016)年度までは減少傾向にありましたが、平成29(2017)年度以降は微増となっています。しかしながら、平成21(2009)年以降で最も最終処分量が多かった平成26(2014)年度を上回ることなく、全体として緩やかに減少しています。

表8 最終処分量の推移

(単位:千トン)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
直接埋立	10,923	10,904	7,644	8,635	7,551
焼却残渣	42,220	40,908	38,786	37,755	37,143
焼却以外の処理残渣	7,015	4,285	2,970	3,450	5,485
合計	60,158	56,097	49,400	49,840	50,179

(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

表9 最終処分率の推移

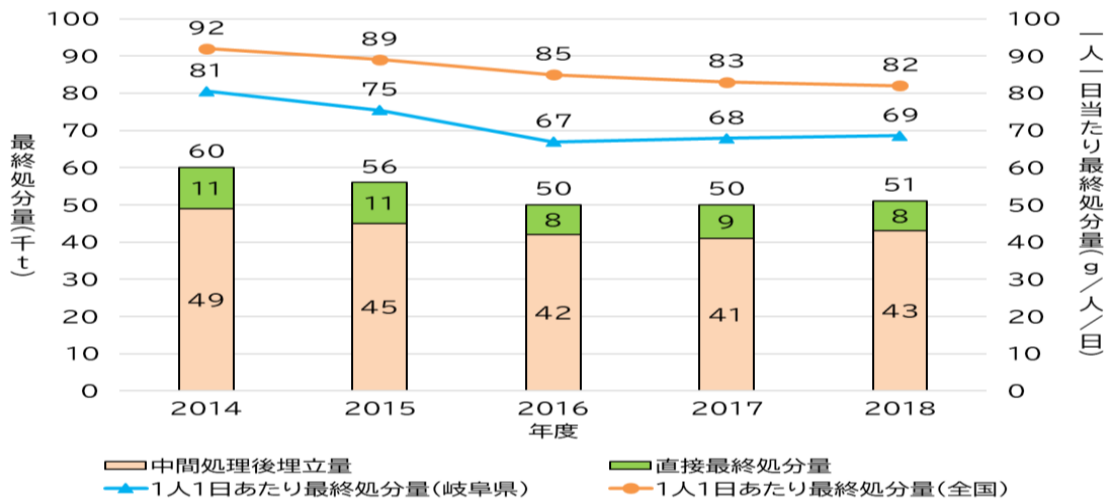
(単位:%)

項目 \ 年度	2014	2015	2016	2017	2018
岐阜県	8.8	8.3	7.5	7.6	7.7
全国	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0

出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(注)最終処分率(%)=(最終処分量/ごみ総排出量)×100

図11 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移

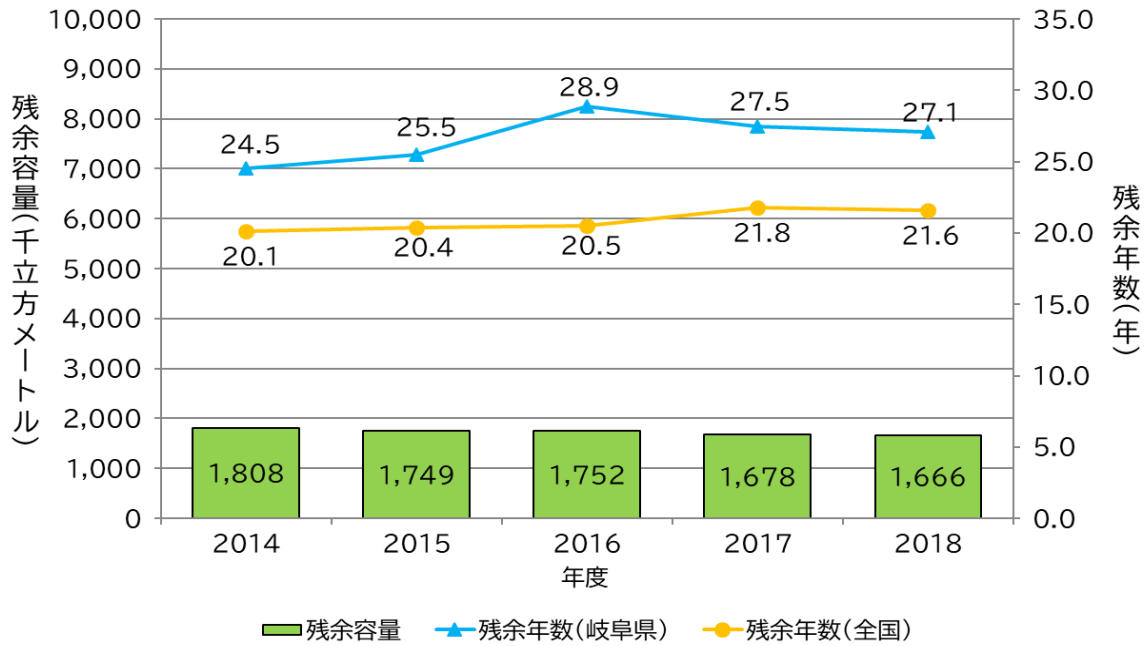


(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

○ 最終処分場の残余容量と残余年数

一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移は図12のとおりです。残余容量は減少傾向にありますが、残余年数は、全国平均を上回って推移しています。

図12 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

当該年度末の残余容量

(注)残余年数=

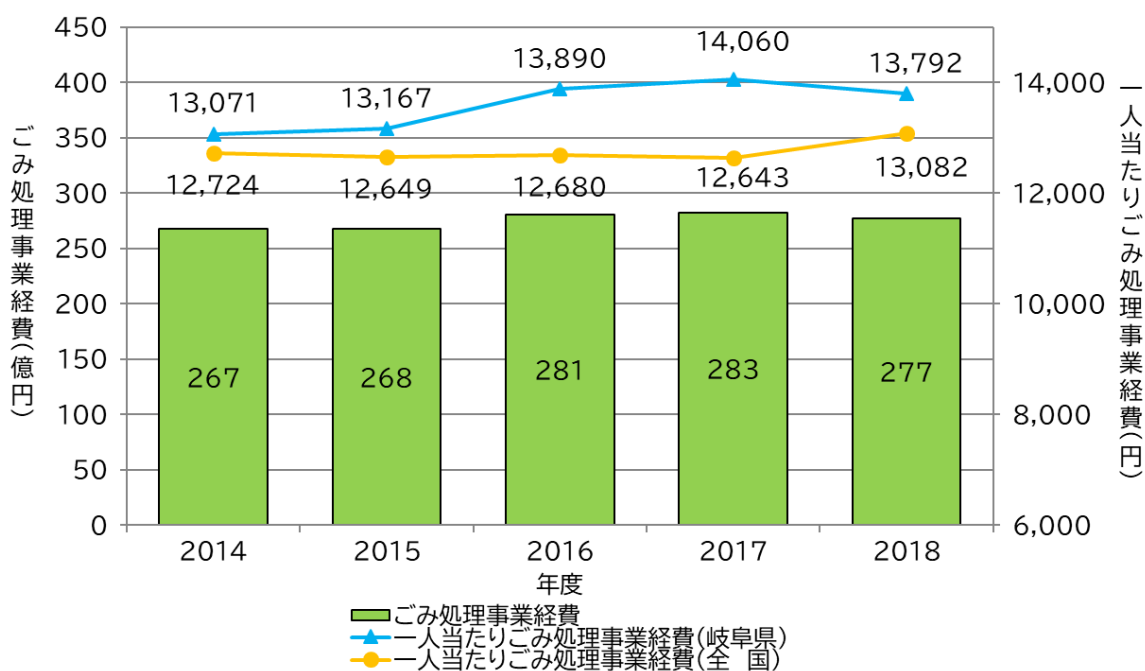
$\frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} \div \text{埋ごみ比重}(0.8163)}$

○ ごみ処理事業経費の推移

ごみの処理事業経費(一般廃棄物処理施設の建設改良費及びし尿処理事業経費を除いた経費)及び県民1人当たりの1年間のごみの処理事業経費の推移は図13のとおりです。平成30(2018)年度は276億5466万円でした。一人当たりに換算すると13,792円となっています。

1人当たりの年間ごみ処理事業経費の推移は、平成24(2012)年度以降増加傾向にあり、平成30(2018)年度に減少に転じていますが、全国平均より高い値となっています。

図13 ごみ処理事業経費(建設改良費を除く)の推移



(出典:平成26～30年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(2)産業廃棄物

○ 種類別排出量

本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物の種類別排出量は、表10、図14のとおりです。

排出量は、4,589千トンで、種類別では、多い順に有機性汚泥が1,818千トン(構成比率39.6%)、家畜ふん尿が910千トン(19.8%)、がれき類が679千トン(14.8%)、無機性汚泥が222千トン(4.8%)、ガラス・陶磁器くずが188千トン(4.1%)、廃プラスチック類が141千トン(3.1%)となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めています。

○ 種類別排出量の推移

平成20(2008)年度以降、農業系廃棄物を含む排出量は漸減傾向にあり、農業系廃棄物を除く排出量は微増微減しています。

特に排出量が最も多い有機性汚泥は増加傾向にあり、これに次ぐ家畜ふん尿やがれき類は微増微減しています。

表10 産業廃棄物種類別排出状況

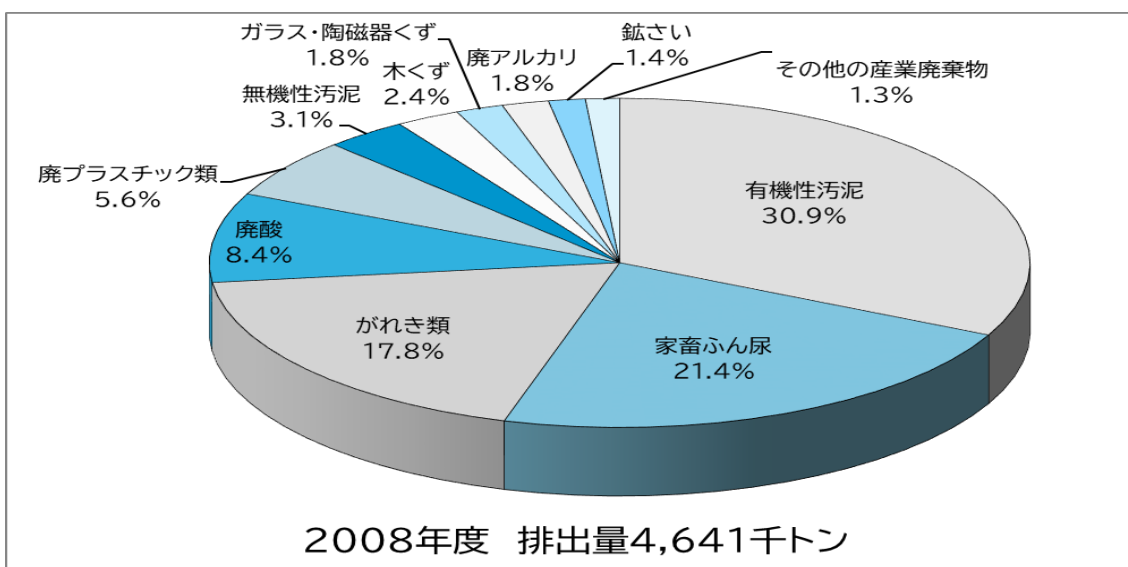
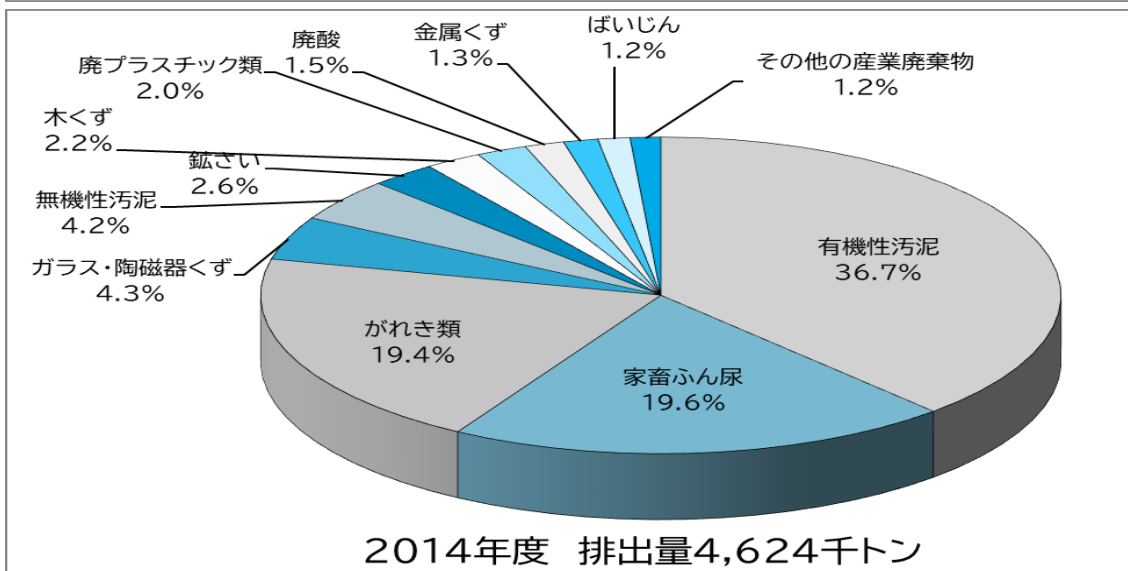
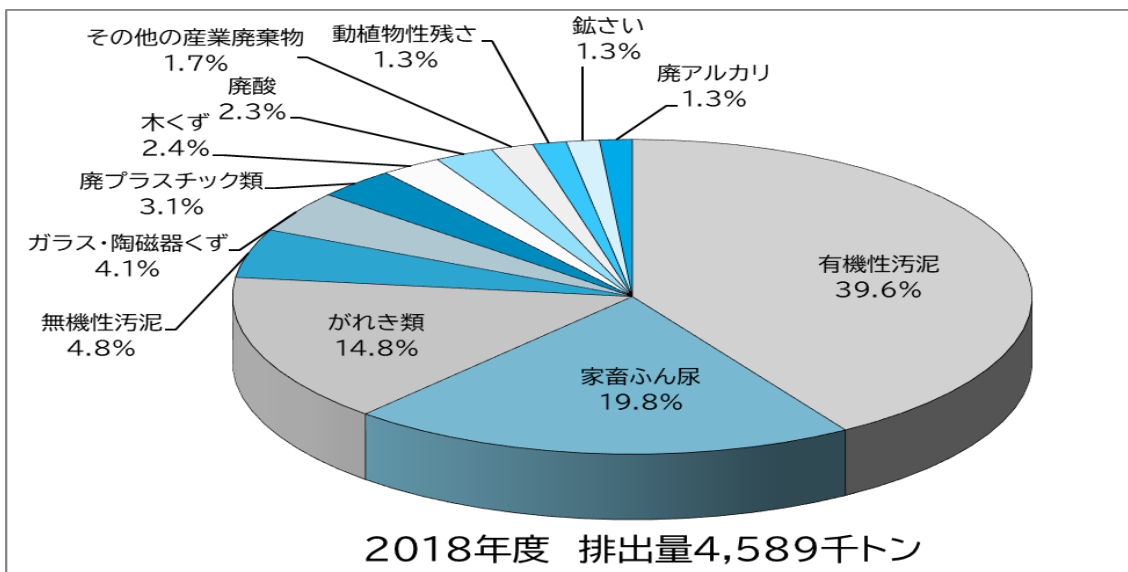
(単位:トン)

廃棄物の種類	年度	2008		2014		2018	
		排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
燃え殻		14,611	0.3%	22,189	0.5%	35,518	0.8%
汚泥	有機性汚泥	1,436,484	30.9%	1,694,909	36.7%	1,818,478	39.6%
	無機性汚泥	144,343	3.1%	194,785	4.2%	221,932	4.8%
廃油		56,334	1.2%	32,302	0.7%	39,134	0.9%
廃酸		391,837	8.4%	70,677	1.5%	105,613	2.3%
廃アルカリ		82,090	1.8%	49,596	1.1%	58,444	1.3%
廃プラスチック類		260,955	5.6%	91,104	2.0%	141,015	3.1%
紙くず		19,432	0.4%	15,362	0.3%	8,509	0.2%
木くず		112,618	2.4%	101,934	2.2%	109,546	2.4%
繊維くず		590	0.0%	1,103	0.0%	906	0.0%
動植物性残さ		27,748	0.6%	53,090	1.1%	60,396	1.3%
動物系固形不要物		123	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ゴムくず		214	0.0%	737	0.0%	205	0.0%
金属くず		59,192	1.3%	62,177	1.3%	43,475	0.9%
ガラス・陶磁器くず		83,591	1.8%	197,779	4.3%	188,489	4.1%
鋳さい		64,435	1.4%	118,146	2.6%	59,164	1.3%
がれき類		826,292	17.8%	899,190	19.4%	678,897	14.8%
家畜ふん尿		993,261	21.4%	906,183	19.6%	910,106	19.8%
家畜の死体		1,519	0.0%	800	0.0%	721	0.0%
ばいじん		6,092	0.1%	57,575	1.2%	31,842	0.7%
その他の産業廃棄物		59,669	1.3%	54,800	1.2%	76,196	1.7%
合計		4,641,431	100%	4,624,437	100%	4,588,584	100%
(農業系廃棄物を除く)		3,646,651		3,716,926		3,676,552	

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成 21、27、令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

図14 産業廃棄物種類別排出量



○ 業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量は、表11、図15のとおりです。排出量が最も多いのは、製造業の1,722千トン(37.5%)で、次いで建設業が931千トン(20.3%)、電気・水道業 920 千トン(20.1%)、農業 912 千トン(19.9%)となっています。

○ 業種別排出量の推移

平成20(2008)年度以降、排出量が最も多い製造業は増加傾向にあり、次いで排出量が多い建設業は平成26(2014)年度は増加し、平成30(2018)年度には減少に転じています。

表11 産業廃棄物業種別排出量

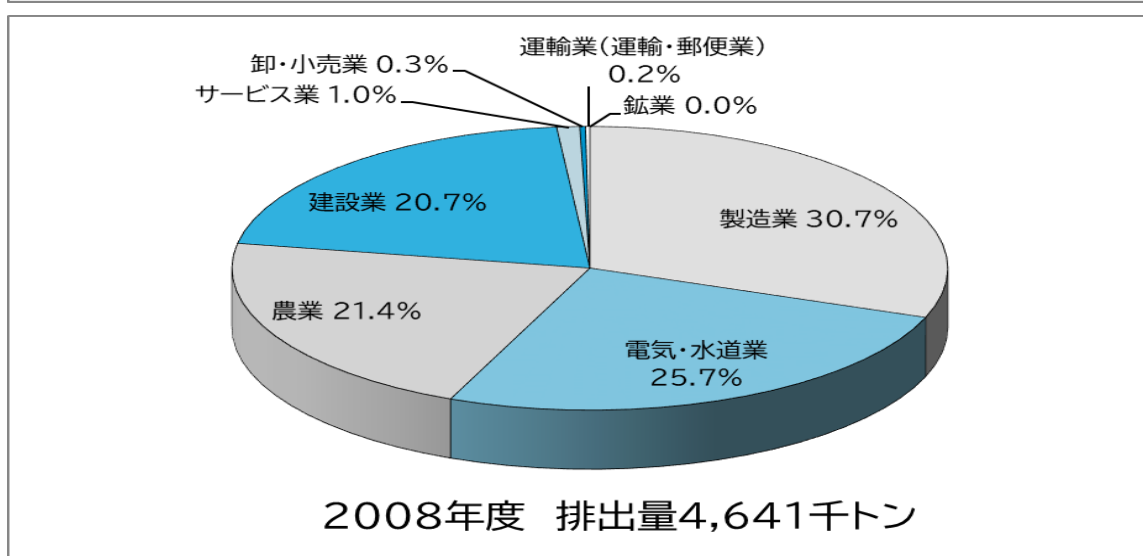
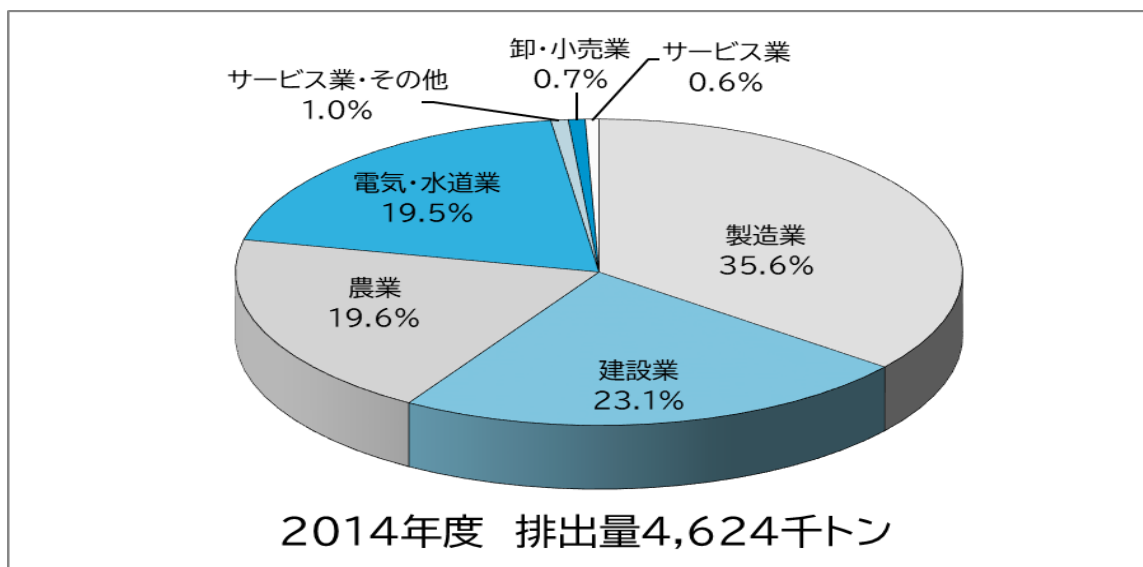
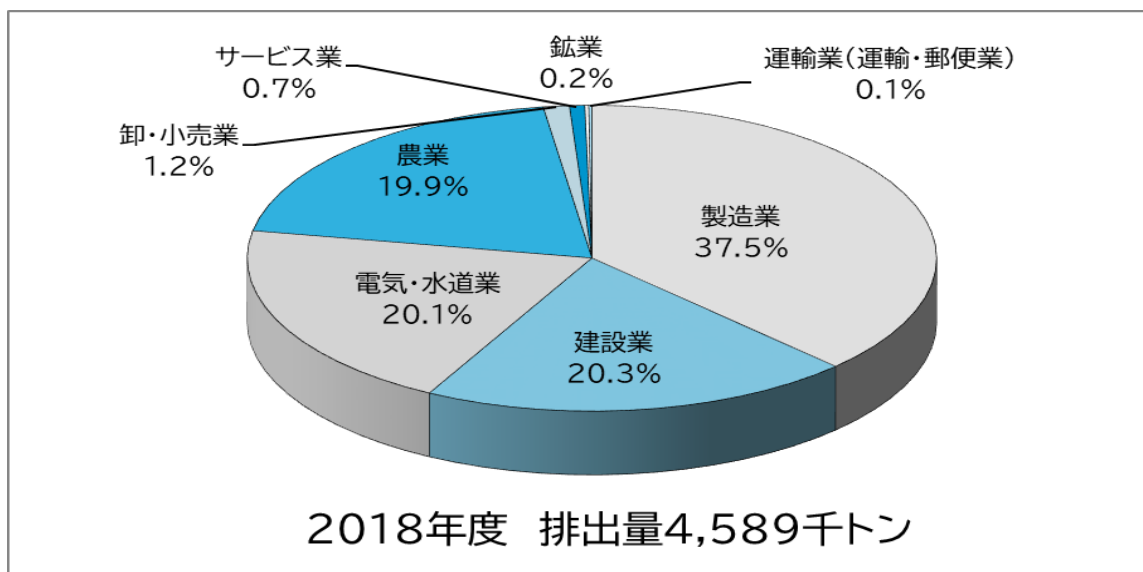
(単位:トン)

業種	年度	2008		2014		2018	
		排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
農業		994,784	20.8%	907,511	19.6%	912,032	19.9%
鉱業		0	0.0%	35,619	0.8%	8,450	0.2%
建設業		961,835	19.8%	1,067,999	23.1%	930,731	20.3%
製造業		1,422,699	33.5%	1,646,611	35.6%	1,721,750	37.5%
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	446,077	9.2%	75,787	1.6%	70,872	1.5%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	185,969	4.3%	673,563	14.6%	795,201	17.3%
	プラスチック製品製造業	182,784	3.8%	89,969	1.9%	138,123	3.0%
	化学工業	123,979	2.7%	69,348	1.5%	80,295	1.7%
	窯業・土石製品製造業	113,085	2.4%	224,153	4.8%	263,067	5.7%
	その他製造業	370,805	11.1%	513,791	11.1%	374,191	8.2%
電気・水道業		1,192,870	24.4%	900,446	19.5%	920,109	20.1%
運輸業(運輸・郵便業)		9,110	0.2%	3,641	0.1%	6,819	0.1%
卸・小売業		11,900	0.3%	34,475	0.7%	56,080	1.2%
サービス業		48,062	1.0%	28,136	0.6%	32,612	0.7%
全業種合計		4,641,431		4,624,437		4,588,584	
(農業系廃棄物を除く)		3,646,651		3,716,926		3,676,552	

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成 21、27、令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

図15 産業廃棄物業種別排出量

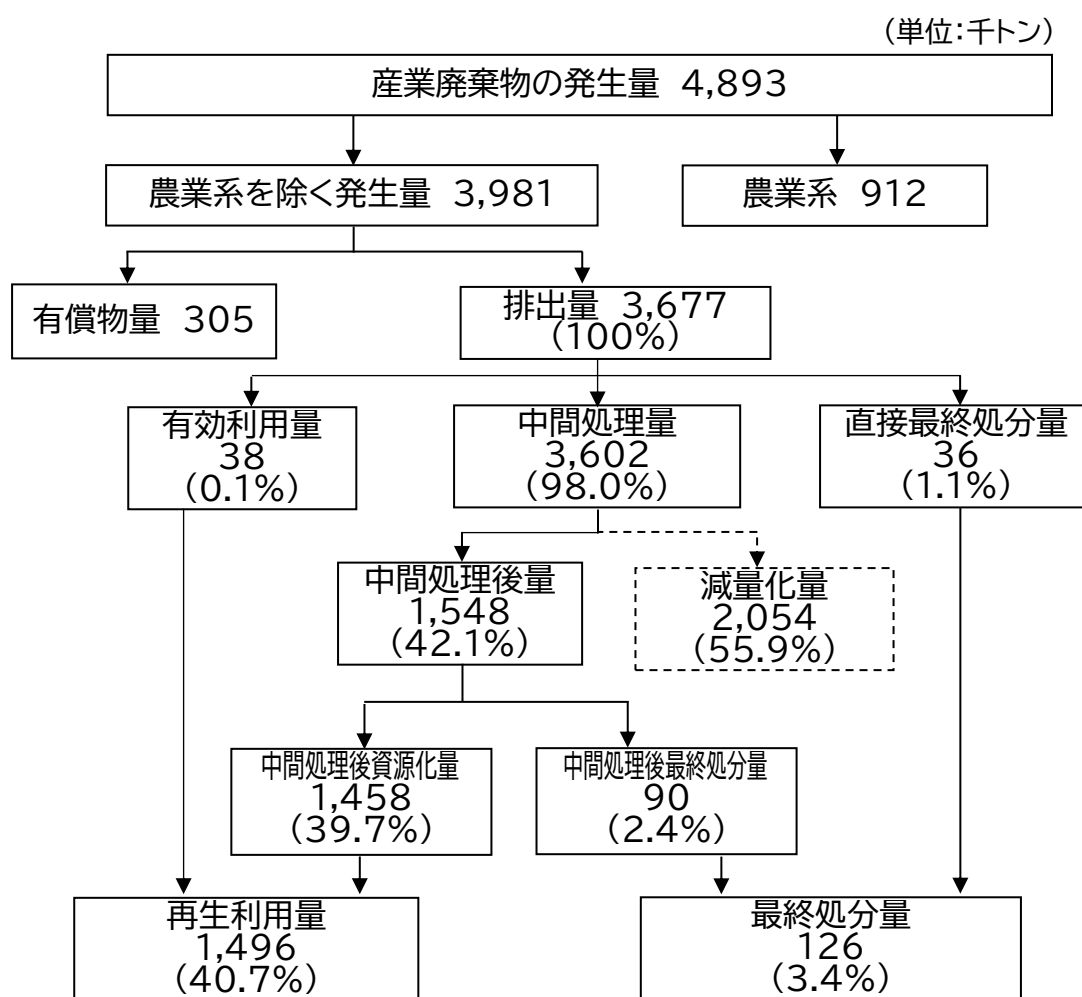


○ 現在の排出・処理状況の全体像

本県の平成 30(2018)年度の産業廃棄物の処理状況は図16のとおりです。

農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量(3,981 千トン)から有償物量(305 千トン)を除いた 3,677 千トンが排出されています。再生利用量は 1,496 千トン(40.7%)、焼却、脱水等により減量化された量は 2,054 千トン(55.9%)となり、最終処分された量は 126 千トン(3.4%)となっています。

図 16 産業廃棄物の全県処理フロー図(2018年度)



(出典:令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

○ 産業廃棄物の種類別処理状況(農業系を除く)

産業廃棄物の種類別処理状況は、表12、13、図17、18 のとおりです。

(a)再生利用の状況

再生利用された量は 1,496 千トンで、産業廃棄物排出量の 40.7%に相当します。

再生利用率の最も高い種類は、金属くず類(98.6%)です。

(b)減量化の状況

焼却、脱水等で減量化された量は 2,054 千トンで、産業廃棄物排出量の 55.9%に相当します。

減量化率の最も高い種類は汚泥類(90.1%)です。

(c)最終処分の状況

最終処分されたものは 126 千トンで、産業廃棄物排出量の 3.4%となっています。

最終処分率が最も高い種類は、ゴムくず類で 95.1%が最終処分されています。

表12 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)

(単位:トン)

年度	処理状況 排出量	再生利用量	再生利用率	減量化量		最終処分量			
				減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	直接最終処分量	直接最終処分率
2008	3,646,646	1,408,782	38.6%	2,111,520	57.9%	126,344	3.5%	27,025	0.7%
2014	3,716,926	1,797,436	48.4%	1,793,740	48.3%	125,750	3.4%	23,455	0.6%
2018	3,676,552	1,496,220	40.7%	2,053,957	55.9%	126,286	3.4%	31,638	0.9%

(出典:平成 21、27、令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

表13 種類別の処理状況(2018年度:農業系廃棄物を除く)

(単位:トン)

	排出量	再生利用量		減量化量		最終処分量		直接最終処分量	
		量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
燃え殻	35,518	28,199	79.4%	1,988	5.6%	5,331	15.0%	2,001	5.6%
污泥	2,040,410	176,209	8.6%	1,837,839	90.1%	26,362	1.3%	11,716	0.6%
廃油	39,134	16,522	42.2%	20,558	52.5%	2,054	5.2%	13	0.0%
廃酸	105,613	14,416	13.6%	86,010	81.4%	5,183	4.9%	0	0.0%
廃アルカリ	58,444	8,952	15.3%	47,952	82.0%	1,471	2.5%	0	0.0%
廃プラスチック類	139,810	101,244	72.4%	11,869	8.5%	26,692	19.1%	1,353	1.0%
紙くず	8,509	7,699	90.5%	762	9.0%	48	0.6%	16	0.2%
木くず	109,546	97,209	88.7%	10,812	9.9%	1,525	1.4%	482	0.4%
繊維くず	906	671	74.1%	140	15.5%	94	10.4%	0	0.0%
動植物性残さ	60,396	49,347	81.7%	10,745	17.8%	304	0.5%	0	0.0%
動物系固形不要物	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ゴムくず	205	6	3.1%	4	1.9%	195	95.1%	0	0.0%
金属くず	43,475	42,858	98.6%	0	0.0%	617	1.4%	22	0.1%
ガラスくず等	188,489	167,975	89.1%	2,689	1.4%	17,822	9.5%	5,943	3.2%
鉱さい	59,164	54,009	91.3%	0	0.0%	5,155	8.7%	5,155	8.7%
がれき類	678,897	662,876	97.6%	0	0.0%	16,021	2.4%	4,109	0.6%
ばいじん	31,842	30,149	94.7%	0	0.0%	1,693	5.3%	272	0.9%
その他の産業廃棄物	76,196	37,879	49.7%	22,589	29.6%	15,720	20.6%	556	0.7%
合計	3,676,552	1,496,220	40.7%	2,053,957	55.9%	126,286	3.4%	31,638	0.9%

※端数処理の関係で合計は一致しない。

(出典:令和元年度産業廃棄物処理動向調査)

図17 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)

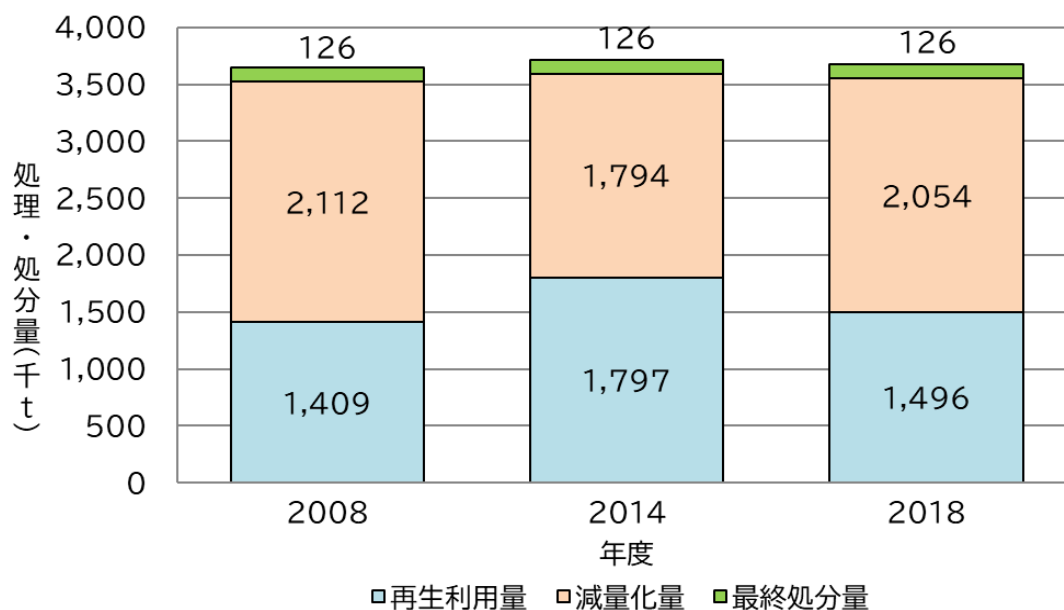
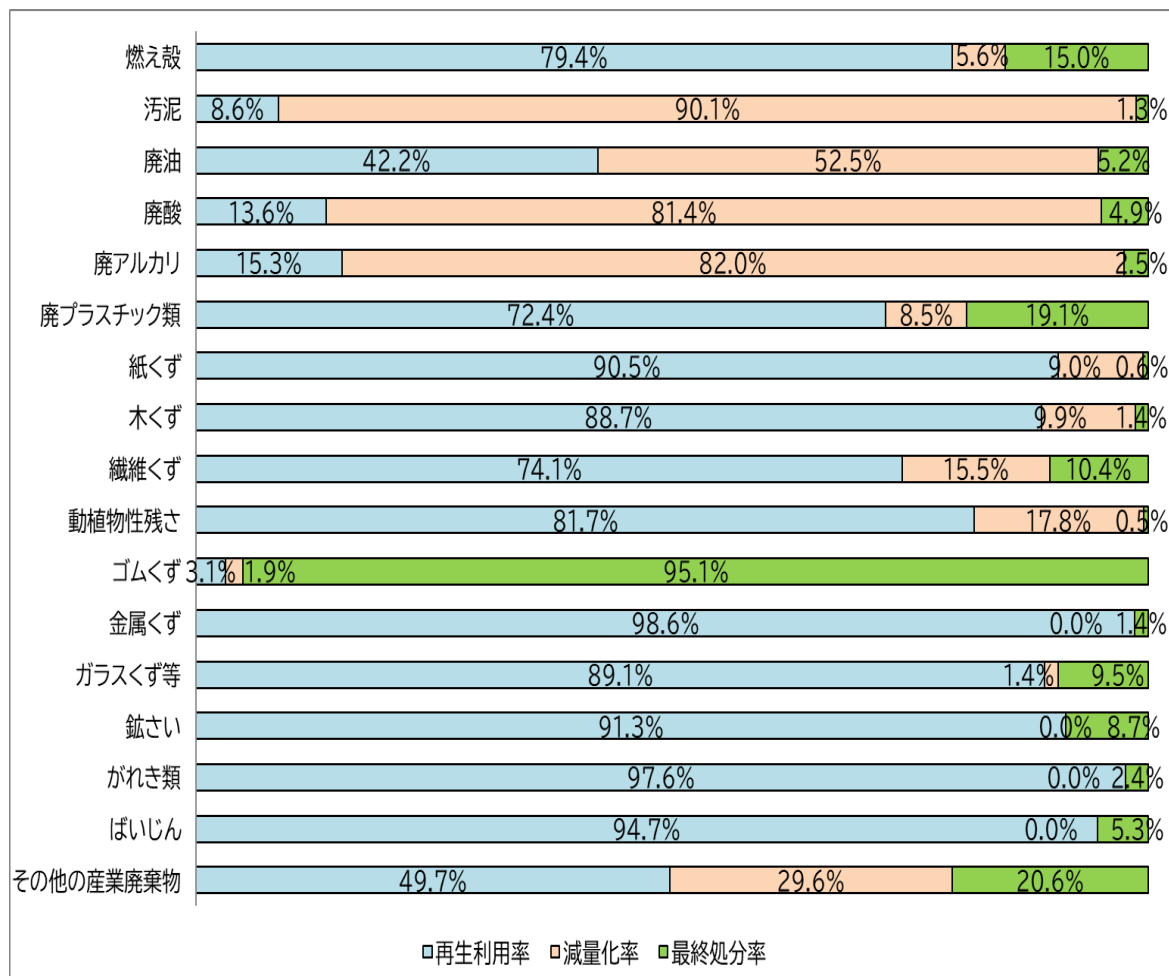


図18 種類別の処理状況(2018年度:農業系廃棄物を除く)



○ 産業廃棄物排出量等の増減の要因について

産業廃棄物排出量等の増減の要因については表14のとおりです。

排出量については、製造業における経済活動の拡大が主な増加要因であり、他方で建設業からの排出量の減少が産業廃棄物全体の増加を抑制していると推測されます。

再生利用率については、再生利用しやすいがれき類が減少し、再生利用しにくい有機性汚泥が増加していることが近年の再生利用率の減少傾向の要因と考えられます。

最終処分量については、製造業からの排出量増加とともに、建設業の中間処理後最終処分量が増加したことが近年の横ばい傾向の要因と推測されます。

表14 産業廃棄物排出量等の増減の要因

項目	増減の主な要因
<p>排出量 [微増微減]</p>	<p>➤製造業における経済活動の拡大に伴う増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の製造品出荷額等の増加:115% (H26:5兆1,012億円 → H30:5兆8,790億円) <p>➤製造業からの排出量の増加:112% (H26:1,647千トン → H30:1,722千トン、+75千トン)</p> <p>➤建設業からの排出量の減少が全体の排出量を抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請完成工事高の増加:112% (H26:8,469億2,800万円→H30:9,505億6,600万円) ・建設業の廃棄物の排出量の減少:87.3% (H26:1,068千トン → H30:931千トン、▲137千トン)
<p>再生利用率 [減少傾向]</p>	<p>➤再生利用率が高いがれき類の排出量の減少及び再生利用率が低い有機性汚泥の排出量の増加に伴う減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類の排出量、再生利用率 (H26:899千トン→H30:679千トン、▲220千トン) (// : 99.3%→ // : 97.6%、▲1.7%) ・排出量に占めるがれき類の構成割合 (H26:24.2%→H30:14.8%、▲7.4%) ・有機性汚泥の排出量、再生利用率 (H26:1,695千トン→H30:1,819千トン、+124千トン) (// :5%→ // :7%、+2%)
<p>最終処分量 [横ばい]</p>	<p>➤製造業における中間処理後最終処分量が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業からの排出量 (H26:1,647千トン→H30:1,722千トン、+75千トン) ・製造業の中間処理後最終処分量 (H26:41.8千トン→H30:46千トン、+4.2千トン) <p>➤建設業における中間処理後最終処分量が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の廃棄物の排出量 (H26:1,068千トン → H30:931千トン、▲137千トン) ・建設業の中間処理後最終処分量 (H26:21.4千トン → H30:31.4千トン、+10千トン)

○ 産業廃棄物最終処分場の残余容量

産業廃棄物最終処分場の平成30(2018)年度末現在の残余容量は表15のとおりです。

表15 産業廃棄物最終処分場残余容量

(単位:m³)

項目	安定型	管理型	計
施設数	3	5	8
残余容量	20,271	982,217	1,002,488

(出典:廃棄物対策課調べ)

※2019年3月31日現在

※上記最終処分場は、すべて処理業者が設置したもの。

2 廃棄物の不適正処理の現状

○ 廃棄物の不適正処理の現状

廃棄物の不適正処理についての通報件数やパトロールによる発見件数は、表16、17のとおりであり、本県の廃棄物の不適正処理に関する通報等受理件数は毎年約3千件以上で推移しています。

全国的にも大規模な不法投棄事案や新規判明件数は平成10年代(1998年～2007年)のピーク時に比べて、大幅に減少していますが、小規模な不法投棄等不適正処理事案は後を絶たない状況です。

表16 全国における新規判明事案

新規判明事案	年度	1998	2003	2008	2013	2018
投棄件数		1,197	894	308	159	155
投棄量(万トン)		42.4	74.5	34.7	2.9	15.7
建設系廃棄物の件数割合		73.7%	69.5%	72.7%	83.6%	80.0%

表17 岐阜県における不適正処理通報受理件数とパトロールによる発見件数

(単位:件)

項目	年度	2014	2015	2016	2017	2018
不適正処理通報等受理件数		3,450(319)	2,461(252)	3,175(230)	3,794(309)	3,354(262)
うちパトロールによる発見件数		1,025(30)	488(8)	454(5)	559(18)	550(13)

○ 不適正処理の防止体制

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、行政監視が手薄となる夜間、休日及び早朝の時間帯に実行されたり、運搬中の廃棄物や投棄した廃棄物を土砂等で覆い隠したり、有価物と称して廃棄物処理法の適用を逃れようとする等、その手段が悪質、巧妙化しています。

また、高速道路等の交通網の整備等に伴い、多量の廃棄物が広域に移送、運搬されています。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関、地域住民等の連携を密にしながら諸対策を展開していくことが必要です。

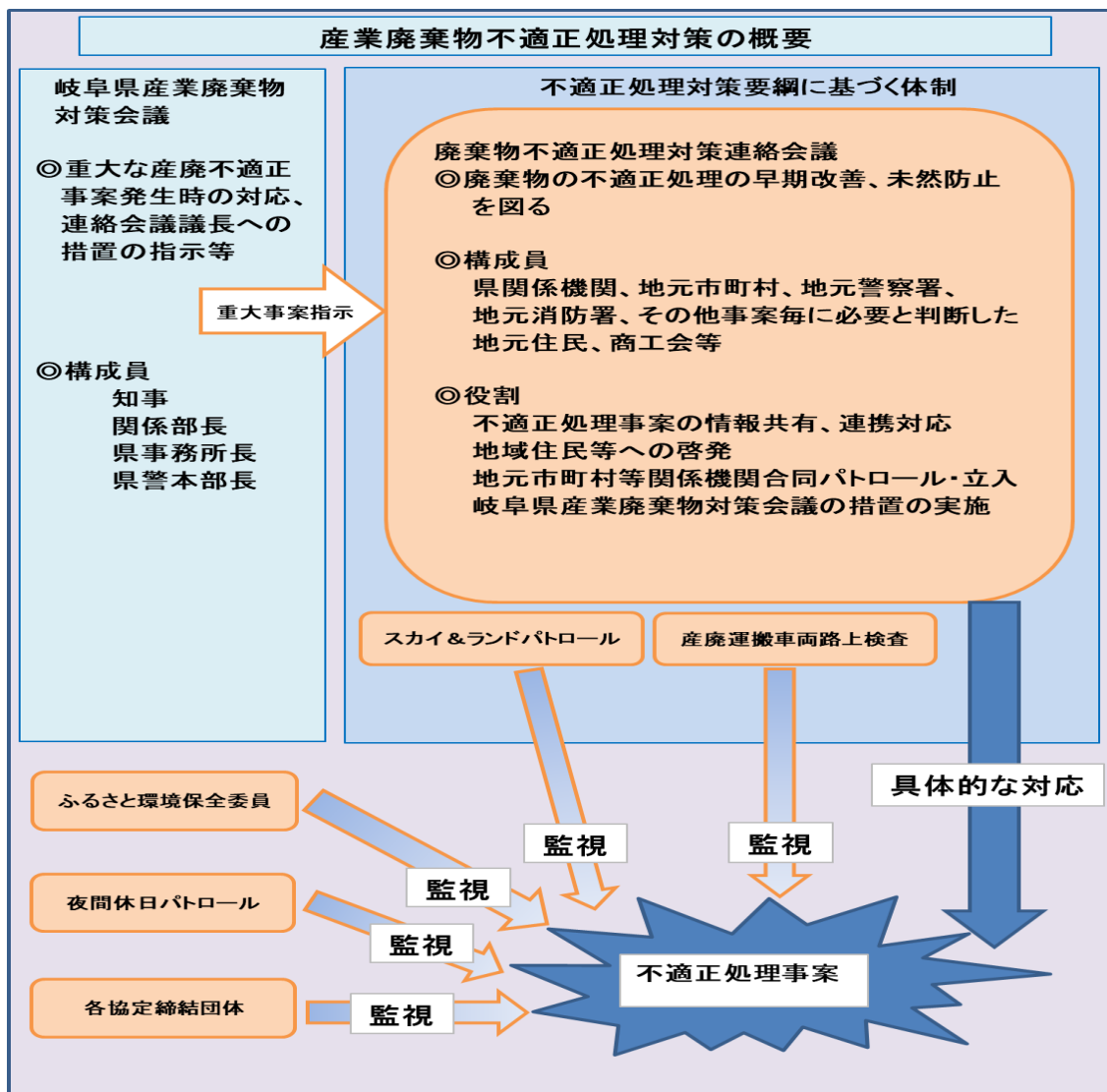
そのため、産業廃棄物の重大な不適正事案が発生した場合、県庁内に「岐阜

県産業廃棄物対策会議」を組織しその対応にあたるほか、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、不適正事案に対して地域ごとに県、市町村、警察等の関係機関が連携を図って対処するための「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設置し対応することとしています。

さらに、県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案の事実や行政対応の状況を県ホームページで公表しています。

なお、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づく体制は図19のとおりです。

図19 岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づく体制図



○ 不適正処理に対する新たな取組

・スカイ&ランドパトロールの強化

防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」の実施においては、平成 29(2017)年 8 月に発生した廃棄物を含む土砂等流出事案を踏まえ、観測地点の見直しや年間実施回数も増加させ、事案の早期把握に努めています。

・食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化

平成28(2016)年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受け、平成29(2017)年度から食品衛生監視員に廃棄物処理法第19条の立入権限を付与し、食品製造施設への立入検査に併せて、廃棄物の適正処理に関する啓発を実施しています。

・通報協力体制の整備

平成30(2018)年5月から日本郵便株式会社と包括連携協定を締結するなど、各種団体の協力のもと、不法投棄事案を早期に発見するための通報協力体制の整備を推進しています。

3 今後の課題

(1) 一般廃棄物に関する課題

○生活系ごみの排出量は減少しており、全国の1人1日当たりの排出量と比較すると減少率も高い一方、事業系ごみの排出量は増加しており、近年は増減を繰り返していることから事業系ごみ削減の取組を強化する必要があります。

○民間事業者等による資源物回収量は増加しており、処理状況を適切に把握するには、民間事業者等による資源物回収量を把握する必要があります。

○県内各市町村の一般廃棄物排出量は減少傾向にあるものの、1人1日当たり排出量とその増減率にはばらつきがあり、各市町村の取組状況も異なっていることから、効果的な取組が拡大するよう、情報共有を推進する必要があります。

○市町村による可燃ごみの開封調査結果では、可燃ごみに占める紙ごみや厨芥の割合が多いとの結果もあり、これらの削減を図る必要があります。また、可燃ごみのなかには、布やガラスなどの資源物の混入もみられており、さらなる分別の徹底が必要となっています。

○プラスチックごみについては、市町村によって、容器包装の分別状況も含め取組状況が異なっており、分別に取組む市町村では、可燃ごみ中のプラスチックごみの排出量が少ない傾向にあることから、分別の取組を進める必要があります。

○食品廃棄物については、市町村の取組状況調査結果では、家庭に削減の働きかけを行っている市町村は8割に上る一方、事業者に働きかけを行っている市町村は2割にとどまっており、事業者への取組強化が必要となっています。

(2) 産業廃棄物に関する課題

○近年の産業廃棄物の排出量や資源化量の増減の主な要因は、経済活動の状況変化によるものと考えられますが、その状況は業種ごとに異なるため、特に排出量が増加している業種に対しては、排出事業者への啓発を強化して、さらなる減量化及び資源化を推進する必要があります。

○最終処分量の増加は、資源化率が減少し、中間処理後最終処分量が増加したことによるものと考えられます。特にがれき類については、資源化された後に再生利用をされていますが、その利用先の減少が要因になっていると予想されるため、排出者側で再資源化商品を選択するよう利用促進を図る必要があります。

(3) 災害廃棄物に関する課題

○令和元(2019)年東日本台風のような近年の大規模災害の発生状況を踏まえ、廃棄物処理施設の被災状況等を速やかに把握し、処理に支障が生じないよう、広域処理体制を速やかに構築する必要があります。

(4) PCB廃棄物に関する課題

- 令和4(2022)年3月末までに高濃度PCB廃棄物の処理を完結する必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物は、これまでの掘り起こし調査の主な対象としていないため、令和9(2027)年3月までに処理を完結することを目指して、取り組みを進める必要があります。

(5) 不適正処理に関する課題

- 不適正処理事案の発生は続いており、「早期発見・早期措置」を基本方針として不適正処理対策を継続するとともに、大半を占める建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するための啓発活動等を強化する必要があります。

(6) その他の課題

○ 県民意識調査から明らかとなった課題

・ 事業者においては、廃棄物・リサイクルに関する高い意識が行動に結びついていない傾向が見られることから、リサイクルやグリーン購入への取組を含め、事業者としての更なる発生抑制・適正処理の推進が必要となっています。

・ 県民や民間団体においては、グリーン購入など消費者としてより積極的に環境配慮行動に取り組む必要があります。

・ 県民、民間団体、事業者とも地域の清掃など環境美化活動の参加割合が4割程度に留まっていることから、地域における環境美化活動への取組強化が必要となっています。

○ 新型コロナウイルス等の感染症対策

・ 廃棄物処理事業は、緊急事態宣言の発出に伴って改正された、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」において、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務と位置付けられており、新型コロナウイルスなど感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的に継続していく必要があります。

- ・安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を確保するためには、市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関わる注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援する必要があります。